

# 社労士法人大竹事務所通信

〒541-0046 大阪市中央区平野町 2-5-14 FUKU BLD. 三休橋 301  
 電話：06-6147-4763 FAX：06-6147-4795  
 e-mail：bur i@ares.eonet.ne.jp  
 URL：http://www.e-jinji.jp/  
 http://osaka-otake.com/

平成 28 年 7 月 (vol. 118)

## 「下請保護情報ネットワーク」拡充による 長時間労働対策の強化

### ◆「下請保護情報ネットワーク」とは？

厚生労働省、経済産業省、公正取引委員会では、平成 20 年より「下請保護情報ネットワーク」を構築し、労働基準監督署（以下、「監督署」）がいわゆる“下請たたき”に該当する賃金不払い等のおそれのある事案を把握した場合、公正取引委員会または経済産業省に通報することとしています。

今般、下請事業者における長時間労働についても、その原因が発注者から過酷な納期を強いられたり急な仕様変更があったりすることを受け、上記通報制度が拡充されました。

### ◆通報があるとどうなる？

監督署の立入調査により長時間労働があり、その背景に発注者による買いたたき等があると判断された場合に、経済産業省や公正取引委員会に通報がなされます。

中小企業庁や公正取引委員会により発注者に指導が行われ、それでも改善がない場合は、企業名の公表のほか、罰金の対象となるケースもあります。

### ◆インターネットや SNS 上の書込みの監視も強化

今般の拡充は、6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、長時間労働の是正により誰もが働きやすい環境の実現を目的として行われました。

厚生労働省では、上記拡充のほか、インターネット上で「求人情報」「口コミサイト」、「SNS」等を監視するサイバーパトロールも強化します。

これによりブラック企業に関するキーワードを専用システムで検出し、疑いのある会社は監視員が精査し、所轄の監督署に情報提供がなされます。



### ◆トラック運送業、建設業等では取引実態調査も

政府は、今年 4 月から自動車・同部品産業と建設業の大企業に対して、5 月からトラック運送業の大企業に対して調査を実施しました。

その目的は、原材料価格やエネルギーコストの上昇による企業の仕入価格上昇等の取引価格への反映のほか、労働条件等に関する問題の実態把握にあり、業界団体による改善策の検討も始まっています。

今後は、これらの調査により収集された情報に基づいて監督署による調査が行われる可能性もあります。

## セクハラ指針の一部改正で 「LGBT」に関する内容が明記されます！

### ◆企業に求められる LGBT 対応

近年、人権保護の観点からはもちろん、リスク対応や優秀な人材の確保といった観点から、企業においても LGBT への理解と対応が求められてきています。

ここでいう「LGBT」とは、レズビアン(L)、ゲイ(G)、バイセクシュアル(B)、トランスジェンダー(T)といった性的少数者のことであり、2015年に電通総研が行った調査では、人口の7.6%がLGBTであると発表されています。

そのよう中、厚生労働省は、いわゆる「セクハラ指針」（事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上構すべき措置について）の改正を行い、企業に LGBT などの性的少数者へのセクハラにも対応する義務があることを明文化する方針を固めました。

## ◆セクシュアルハラスメントの対象者の明確化

労働政策審議会(雇用均等分科会)の中で示された「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針の一部を改正する告示案」では、「従来より、職場におけるセクシュアルハラスメントについては、被害者の性的指向や性自認は問わないものであるが、それが周知徹底されていないとの声が近年多くなっている。これを踏まえて、被害を受ける者の性的指向や性自認にかかわらず、これらの者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも、セクハラ指針の対象となる旨を明確化する改正を行うこととする。」とされました。

現在でも性的少数者は指針の対象となっていますが、明文化はされていませんでした。

セクハラ指針の2(1)に、「被害を受けた者の性的指向や性自認にかかわらず対象となる」と新たに明記することで、さらなる周知徹底を図るねらいがあるようです。

## ◆施行日について

上記指針は平成29年1月1日より改正される予定ですので、社内のセクシュアルハラスメント防止規程の見直しや社員への周知等、LGBT対応が必要になってきます。

## 「改正確定拠出年金法」成立！ 加入対象者が大幅に拡大

### ◆来年1月から施行へ

確定拠出年金法等の改正案が5月24日に成立しました。

これにより、来年1月から専業主婦を含めたすべての現役世代が実質的に加入できることとなり、新たに加入対象となる公務員や主婦らの取込みに向け、金融機関等の動きも活発化しています。

### ◆「個人型」の対象が大幅拡大

確定拠出年金には、会社単位で入る「企業型」と個人で入る「個人型」があります。

今回の改正により加入対象が広がるのは「個人型」です。これまでは自営業者や企業年金がない会社の社員らが対象でしたが、主婦や公務員が加わるほか、すでに企業年金に入っている会社員も併用して使えるようになります。

これにより、これまで約4,000万人に限られていた加入対象者は約6,700万人に拡大し、低所得で国民年金の保険料が免除される人たちを除いてすべての成人が加入できるようになります。

### ◆税制上のメリット

確定拠出年金では運用益が非課税となるほか、掛け金の全額が課税対象の所得から差し引かれるため、そのぶん所得税や住民税も安くなります。

今回の改正により、主婦と公務員だけでも最大400万人が個人型に入るとみられ、実際の加入者も現在の約500万人から約2倍に膨らむとされています。

### ◆企業型の加入者に最大の恩恵

また、掛け金は多いほど有利になるので、今回の改正で最もメリットが大きいのは「すでに企業型を利用している人」とされています。

所得税を納めていない主婦等の恩恵は運用益が非課税になるだけですが、企業型の加入者は個人型を上乗せして掛け金を増やせば、一段の節税効果も期待できるからです。

### ◆「自助努力」「リスク把握」も必要

一方、確定拠出年金は公的年金とは違い、加入の判断や運用する掛け金の額、運用商品を個人が判断し、運用次第で将来の年金額が変わります。運用成績が悪ければ受け取れる年金が掛け金の総額を下回るリスクもあり、加入者自身が知識をもって自助努力を行う必要があります。

また、運用資金に余裕がある人と運用資金を準備できない低所得者との年金格差が広がる可能性も指摘されており、今後の課題と言えます。

## 2016年は猛暑の見込み！ 「熱中症対策」は万全ですか？

### ◆熱中症による救急搬送者数が急増

2016年の夏は、猛暑となることが予想されています。

5月24日の消防庁の発表によると、5月16日から22日にかけての熱中症による救急搬送者数は全国で688人。前年の同時期は420人で、200人以上も上回る結果となりました。

統計推移を見ても、熱中症による救急搬送者数は毎週増加しています。

ひどい場合には生命の危険もある熱中症。夏本番を迎える前に、対策を講じておくことが大切です。

#### ◆熱中症は屋内でも発生する！

熱中症は、夏の強い陽射しの下で作業をするときだけではなく、屋内にいるときでも起こることがあります。

過去の熱中症死亡例について職業別にみると、建設業がその40%を占めていますが、続いて、製造業が約20%を占めていました。屋内の作業であっても、高温多湿の環境で長時間労働すれば熱中症の危険性が高まります。

熱中症は、誰でもかかる可能性があります。正しい予防方法を知り、注意しておくことで防ぐことができます。

こまめに水分をとること、大量の汗をかくときは塩分をほどよくとること、気温や湿度を気にかけること、暑さを過度にガマンせず室温を適度に下げることなど、職場で再確認しておくことで、熱中症の発生を予防することができます。

#### ◆活用したいWBGT(暑さ指数)

熱中症の原因となる暑さの要素(気温・湿度・輻射熱・気流)を総合的に考慮した指数が、WBGT(湿球黒球温度)です。これが高いときに熱中症が起こりやすいため、労働現場での熱中症対策の目安となります。

熱中症予防の第一歩として、まずは職場のWBGTについて確認してみましょう。

- 労働保険一括有期事業開始届の提出  
[労働基準監督署] <前月以降に一括有期事業を開始している場合>
- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限 <年度更新>  
[労働基準監督署]
- 労働保険料の納付 <延納第1期分>  
[郵便局または銀行]

#### 15日

- 所得税予定納税額の減額承認申請  
<6月30日の現況>の提出[税務署]
- 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出  
[公共職業安定所]

#### 31日

- 所得税予定納税額の納付 <第1期分>  
[郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出[労働基準監督署]  
<休業4日未満、4月～6月分>
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出  
[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日>  
[公共職業安定所]

### 7月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

#### 10日

- 健保・厚年の月額算定基礎届の提出期限  
[年金事務所または健保組合] <7月1日現在>
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付  
[郵便局または銀行]
- 特例による源泉徴収税額の納付 <1月～6月分>  
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出  
[公共職業安定所]  
<前月以降に採用した労働者がいる場合>

#### ～編集後記～

トピックスでも取り上げましたが、今年の夏は“猛暑”になるそうです。毎年のように夏の暑さがパワーアップしているような気がするところに、追い打ちをかけるようなこの猛暑予報…皆様、夏バテ・熱中症などには十分ご注意くださいませ。

さて、先月の半ばより、弊所のホームページを新しく追加しました。従来のものに加え、今後こちらでも情報提供をさせていただきます。より弊所らしさがアップした(?)サイトになっていますので、お時間のある時にご覧いただければうれしく思います(<http://osaka-otake.com/>)。

今月も最後までお読み下さり、ありがとうございました。(R.O)